

米 平成27年産米の安全対策

作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査の組合せで安全確保

- 前年産米の検査結果や、避難指示区域の見直し等も踏まえ
- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 避難指示により営農が制限されている居住制限区域は農地の保安全管理や試験栽培
- ③ 営農の再開が可能な避難指示解除準備区域では、営農再開に向けた実証栽培等
- ④ そのほかの地域については、前年産米の検査結果等に基づいて、地域毎に検査密度を設定して検査

農林水産省「米の作付等に関する方針」より作成

農林水産省

米については、作付制限、吸収抑制対策、検査の3つの対策を組み合わせた安全の確保が図られています。

平成27年産米については、平成26年産米の検査結果や、避難指示区域の見直し（下巻P146、「見直し後の避難指示区域について」）等も踏まえ、

- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 避難指示により営農が制限されている居住制限区域は、除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下での試験栽培
- ③ 営農の再開が可能な避難指示解除準備区域では、営農再開に向けた実証栽培等
- ④ そのほかの地域については、前年産米の検査結果等に基づいて、地域ごとに検査密度（全量生産出荷管理又は全戸検査等の抽出検査）を設定して検査

が実施されています。また、福島県では、県独自の取組として、平成27年産米も県下全域で全袋検査を実施しました。

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日